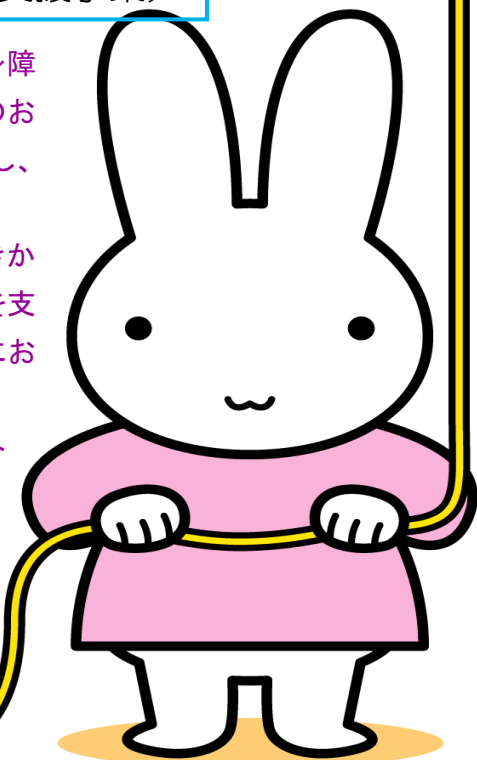


「むくっこ」(児童発達支援事業)

児童福祉法に定められ、重症心身障害児に特化した事業です。就学前のお子さん(6歳の就学前まで)を対象とし、定員区分は5~7名です。

生活のリズムづくり、感覚等に働きかける活動を通して、身体と心の成長を支援します。併せて保護者等に家庭における療育のしかたや地域の行政、医療、福祉、教育などと連携してネットワークづくりをします。

医療的ケア児については、本人の医療的ケアの内容や発達状況などを医療・関係機関、相談支援事業などと連携していきます。



「本人支援」

対象の子どもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域の支援をとおして、将来、日常生活や社会生活を本人が意思と能力を発揮出来るように支援します。

「家庭支援」「地域支援」

- ・保護者と子どもの関係づくりをサポートします
- ・生活のリズムづくりをサポートします
- ・保護者の仲間づくりをサポートします
- ・地域の児童福祉サービス提供事業者と連携して、子どもさんを中心としたネットワークづくりをします。



利用料 1回あたり

基本単価 2131 単位(市民税課税世帯によって月の利用者負担が異なります。

※医療的ケア児の場合は重症児の基本単価と異なります。

※詳しくはお問い合わせください。

「主な活動内容」

- ・感覚あそび ・音楽あそび
- クッキング ・制作・スヌーズレン
- ・運動あそび・季節の行事
- ・外出(季節の外出・地域資源を利用した外出)

対象者 : 重症心身障害児(未就学0~6歳)

<利用曜日・方法> 9時30分~15時30分

0~3才児 月・火・水・木・金

※利用曜日・時間については、お子さんの発達状況、生活リズム、体調・体力等を総合的に見て相談・協議の上決定します。

4~6才児 月・火・水・木・金

保護者(家族) : 月1回歯科検診、家庭に対しての相談援助等(きょうだいを含む)、関係機関との連携などイベントや季節行事、親子で楽しめる活動などは土曜日などに行う場合があります。



利用にあたっては、下関市障害者支援課に申請書類の提出が必要です。083-231-1111(代表)
詳しくは担当までお問い合わせください。

「むくっこ」

TEL 083-252-2227(代表)
管理者